

令和6年第3回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

令和6年9月2日（月曜日）午前9時13分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第4号 健全化判断比率等について
- 日程第5 第39号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第6 第40号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第41号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第42号議案 幸田町個人番号カードの利用に関する条例の制定について
- 第43号議案 工事の請負契約について（中学校体育館空調設備設置工事）
- 第44号議案 工事の請負契約について（六栗ゲートボール場テント上屋設置工事）
- 第45号議案 財産の取得について（移動型バリアフリートイレトレーラー）
- 第46号議案 財産の取得について（町民会館グランドピアノ）
- 第47号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
- 第48号議案 令和6年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 第49号議案 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第50号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 令和5年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和5年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和5年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和5年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 令和5年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 令和5年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 認定第8号 令和5年度幸田町下水道事業会計決算認定について
- 日程第7 決算審査意見の報告

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 藤本和美君 2番 吉本智明君 3番 野坂純子君
4番 松本忠明君 5番 長谷川進君 6番 岩本知帆君

7番 田 境 育 君 8番 石 原 昇 君 9番 都 築 幸 夫 君
10番 黒 木 一 君 11番 廣 野 房 男 君 12番 稲 吉 照 夫 君
13番 笹 野 康 男 君 14番 丸 山 千 代 子 君 15番 鈴 木 久 夫 君
16番 藤 江 徹 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成瀬 敦 君 副 町 長 大竹 広行 君
教 育 長 池田 和博 君 企 画 部 長 内田 守 君
総 務 部 長 林 保克 君 参事（税務担当） 稲熊 公孝 君
健康福祉部長 山本 晴彦 君 参事（健康保健担当） 金澤 一徳 君
環境経済部長 大熊 隆之 君 建 設 部 長 鳥居 靖久 君
上下水道部長 斎藤 啓一 君 消 防 長 山本 秀幸 君
教 育 部 長 菅沼 秀浩 君 監 査 委 員 大浦 裕 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局 長 大須賀 龍二 君

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

令和6年第3回幸田町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともに御多忙のところ、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、報告議案1件、人事議案1件、単行議案7件、令和6年度補正予算4件並びに令和5年度決算認定8件、合わせて21件の重要な議案が提出されております。

議会としましては、町民生活の安定と福祉の増進のため十分な審議を行い、町民の負託に応えるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には、慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願ひいたします。

9月に入りましたが、まだまだ厳しい残暑が続くと予報が出ております。議員各位には、くれぐれも御自愛くださいまして、議会に臨んでいただきますよう重ねてお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ここで、お諮りします。

本日、三河湾ネットワーク株式会社から、議場内のテレビカメラによる撮影の申出がありました。

これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、三河湾ネットワーク株式会社による、議場内のテレビカメラによる撮影を許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長（成瀬 敦君） 皆さん、おはようございます。

台風10号による湿った空気の影響で、大気の状況が非常に不安定な週末でありました。本日からは小中学校では2学期が始まり、通学する子どもたちの元気な声が戻ってまいりました。

まず初めに、台風10号に関連する対応についてでございます。

令和4年、5年、2年連続して線状降水帯による被害を受けている幸田町としましても、今回の台風のように緩やかな速度で迷走を続け、長期間にわたり本州を縦断するという事態に柔軟な対応をするため、早めに警戒態勢を敷き、大雨注意報段階で災害対策本部を8月31日、土曜日ですが、午前7時に設置し、以後、土日を通じ計4回の災害対策本部員会議を開催し、その都度施設等の安全確認及び被害情報を確認してまいりました。台風10号は、9月1日、日曜日の正午ちょうどに熱帯低気圧に変わりました。

状況の結果でありますが、県道芦谷蒲郡線で倒木がありましたら、ほかに大きな被害情報もなく現在に至っております。

なお、本日2日、午前7時28分に災害対策本部を廃止しております。詳細につきましては、後日、御報告をさせていただきます。

本日、ここに、令和6年第3回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より、町政各般にわたりまして、御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても、御指導、御高配を賜っておりますこと、併せて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、報告議案が1件、人事議案が1件、単行議案7件、補正予算4件、そして決算認定8件、合わせて21件でございます。

後ほど、提案理由とその概要につきましては説明させていただきますが、いずれもこれから町政を進める上において、重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

また、一般質問につきましては、9名の議員の皆様から御通告をいただいております。いずれも今後の町政を進める上で重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受け止め、誠意を持って対応いたします。よろしくお願いします。

ここで、御報告とお知らせを申し上げます。

まず、御報告についてでございますが、6点ございます。よろしくお願いします。

1点目は、南海トラフ地震の臨時情報についてでございます。

8月8日、午後4時42分頃、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、宮崎県日南市で震度6弱の揺れが観測されました。

震源地が南海トラフ地震の想定震源域であったため、規模の大きな後発地震の可能性が相対的に高まったとして、初めて南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意の呼びかけ」が国から発表されました。

8月15日でこの情報の呼びかけは終了しましたが、大規模地震が発生する可能性がなくなったわけではありません。南海トラフ地震臨時情報発表時は冷静な判断と行動が求められるため、町民の方々のための御協力を改めてお願ひいたします。

2点目でございます。介護保険料の督促状送付の誤りについてでございます。

令和6年度第1期分の介護保険料普通徴収について、既に保険料を納付していた54名の方々に対して、誤って督促状を送付したものであります。該当される皆様には、8月28日付にておわびの文書を送付いたしました。

なお、誤って督促状を送付した54名の方々のうち、1名の方が誤って送付された督促状にて再度第1期分の介護保険料を納付されました。この1名の方につきましては、過誤納分を返納させていただきますので、よろしくお願ひします。

3点目は、株式会社恵が運営しております障がい者グループホームふわふわ幸田についてでございます。

愛知県から、9月30日をもって、指定取消しの行政処分が決定しているところでございますが、株式会社恵本部から、事業継承先との交渉状況について報告がありました。

継承先の事業者名を申し上げられる状況ではありませんが、特定の事業者への事業継承について、愛知県との協議・手続を進めている最中とのことであります。

今後は、愛知県とも情報共有を図り、今後の動向に注視するとともに、利用者とその御家族の安心につながるよう、必要な支援を続けてまいります。

4点目でございます。蒲郡市竹谷町地内で発生した土砂災害についてでございます。

8月27日、午後10時9分頃、蒲郡市竹谷町大久古地内にて住宅が土砂崩れに巻き込まれ、5名の方が生き埋め状態となる災害が発生をしておりました。この災害に対して、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく出動要請を受け、消防本部から消防車両1台と職員を災害現場へ派遣し、要救助者の捜索及び救出活動を行いました。

5点目は、セレモニーホールとぼねの一時的な利用中止についてでございます。

先ほど申し上げました蒲郡市竹谷町地内において発生しました土砂災害により、道路が塞がり、蒲郡市幸田町衛生組合が運営しておりますセレモニーホールとぼねが一時利用できない状況となり、一部の方々に大変御迷惑をおかけしました。

セレモニーホールとぼねにつきましては、8月30日から予約受付を再開し、翌31日から通常どおり稼働を再開しております。

なお、利用中止期間における影響件数は10件でございまして、うち岡崎市斎場へ6件、西尾市やすらぎ苑へ4件の利用の変更をお願いしました。利用料につきましては、超過負担が一時的に立替えをその利用者の10件の方々にしていただくわけでありますけれども、後日、超過負担分については一部組合にて対応して、返納するというような仕組みになっておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

6点目は、桐山区の農業用水管の漏水についてでございます。

8月10日の午後8時頃、桐山区の琴沢池の南側において、国営矢作川総合土地改良事業で布設されました南部幹線水路の老朽化により漏水事故が発生しました。

管理者であります矢作南部土地改良区連合が協定業者に補修工事を依頼し、8月14日に通水は完了しましたが、通水翌日に新たな漏水箇所が発見される状況となりました。

東海農政局及び県等と復旧に向けた協議を進め、通水は継続できておりますが、今後、漏水の原因調査に入り、原因の特定をした上で必要な対策を講じ、通行止めの解除を含め、早期復旧完了を目指していると伺っております。

次に、お知らせについてでございますが、2点ございます。

1点目は、生活応援チケットの配布についてでございます。

令和6年度の事業としまして、幸田町町村合併70周年を記念するとともに、町内商工業者等の販路拡大や地域経済の活性化を図るため、全町民に対して生活応援チケットを配布いたします。

8月1日時点で本町の住民基本台帳に記載されている方々と、来年1月1日までの転入者と出生者の方へ、1人3,000円のチケットを9月上旬から順次発送いたします。

令和2年及び令和4年に行いました幸田うまい～もんチケットは、飲食店のみの利用でしたが、今回の生活応援チケットは利用できる店舗を広げ、飲食店のほか、総合スーパーや薬局、美容院やガソリンスタンドなど様々な業種のお店約150店舗にて利用できるようになりました。

チケットの利用期間は、令和6年9月22日から令和7年1月31日となります。ぜひ御活用いただければと思います。

2点目であります。幸田町町村合併70周年記念総合防災訓練でございます。

9月7日、土曜日、午前9時から、幸田町町村合併70周年記念総合防災訓練が開催されます。本年度は、町村合併70周年に当たり、規模を拡大するとともに、8月8日の事象を踏まえた、南海トラフ地震を想定した総合防災訓練を実施いたします。議員各位におかれましても、御臨席いただきますようお願いいたします。

以上、定例会の開会に当たりましての私からの御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願ひします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江徹君）ここで、御報告申し上げます。

三浦住民こども部長は、御母堂が御逝去されたため、本日の会議を欠席する届出がありましたので、御報告を申し上げます。

ただいまから、令和6年第3回幸田町議会定例会を開会いたします。

開会 午前 9時13分

○議長（藤江徹君）地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に配付のとおりですから御了承願います。

これから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時13分

○議長（藤江徹君）議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（藤江徹君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番 黒木一君及び11番 廣野房男君を指名いたします。

○

日程第2

○議長（藤江徹君）　日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月2日から9月25日までの24日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江徹君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日9月2日から9月25日までの24日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程表のとおり
ですから、御了承願います。

○

日程第3

○議長（藤江徹君）　日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査3件、財政援助団体等監査1件であります。これは、お手元に配付のと
おりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付のとおり、陳情が
12件であります。

これは、会議規則第92条の規定により、陳情第1号から陳情第8号までの8件を、
所管となります総務教育委員会に付託し、陳情第9号から陳情第12号までの4件を、
所管となります福祉産業建設委員会に付託します。

これで、諸報告を終わります。

○

日程第4

○議長（藤江徹君）　日程第4、報告第4号　健全化判断比率等についての報告を求めま
す。

町長。

〔町長　成瀬敦君　登壇〕

○町長（成瀬敦君）　それでは、議案書1ページをお開きください。

報告第4号　健全化判断比率等についてであります。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及
び第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見書を付して報告させていただく
ものであります。

2ページを御覧ください。

初めに、1の健全化判断比率についてでありますが、4つの指標のうち、実質赤字比
率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字となりましたので、数値は計上されませ
んでいた。

次に、実質公債費比率につきましては、過去3年間の平均値で算定するものですが、
本年度は0.4%で、前年度数値と比べて0.1ポイントの悪化となりましたが、早期健

全化基準の25%を下回っております。将来負担比率につきましては、将来負担額以上に積立基金等の充当可能財源がありますので、昨年度と同様に数値は計上されませんでした。

続きまして、2の資金不足比率についてであります、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の3会計全てにおいて資金不足はありませんでしたので、数値は計上されませんでした。

この健全化判断比率等につきましては、数値が一つでも基準を上回りますと、財政健全化計画等の作成が義務づけられますが、本町は全てにおいて基準値以下でありました。

なお、各比率の詳細につきましては、議案関係資料1ページから4ページまでを御覧いただきたいと思います。

以上、報告をさせていただきます。よろしくお願いします。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○議長（藤江 徹君） 報告は終わりました。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時17分

○議長（藤江 徹君） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

再開 午前 9時18分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

これをもって、報告第4号を終わります。

—————○—————

日程第5

○議長（藤江 徹君） 日程第5、第39号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長（成瀬 敦君） それでは、議案書の5ページをお開きください。

第39号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてであります。

議案関係資料は、5ページ及び6ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、池田盛彦委員が、令和6年12月31日をもって任期満了になることに伴い、その後任の委員を選任する必要があるからであります。

議案書6ページを御覧ください。

住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございますが、本多真吾氏、68歳を選任いたしましたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和7年1月1日から3年間であります。

本多氏につきましては、大学卒業後、昭和54年に富士スチール株式会社に就職し、昭和57年4月からは協立工業株式会社に勤め、その後、合併や社名変更によりアイシン機工株式会社となり、平成21年6月から同社で取締役に就任されました。平成29年6月からは、アイシン機工株式会社の子会社であるエイ・ケイ・ケイ・エム株式会社で取締役社長を務められ、令和3年6月に退任されました。

本多氏は、これまで民間企業で長年勤められた経験と経営者としての見識を生かし、公正中立な判断ができる方であるとともに、幅広い知識は、納税者としての固定資産評価への信頼を確保する視点において、適任者であると考えております。

以上、人事議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

御審議の上、御同意を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江徹君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願ひします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

それでは、第39号議案の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江徹君） 質疑なしと認めます。

これで、第39号議案の質疑を終わります。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております第39号議案を、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江徹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、ただいま議案となっております議案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江徹君） 反対討論なしと認め、反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江徹君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を終わります。

これをもって、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は、起立によって行います。

第39号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを原案のとおり同意することに賛成の方は、起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第39号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第6

○議長（藤江徹君） 日程第6、第40号議案から第50号議案まで及び認定議案第1号から第8号までの19件を一括議題とします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

初めに、第40号議案から第50号議案までの説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬敦君 登壇〕

○町長（成瀬敦君） それでは、単行議案第40号議案から第46号議案までの7件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書7ページをお開きください。

第40号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、7ページから10ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴い、必要があるからであります。

改正の概要といたしまして、会計年度任用職員に対しても、正規職員の取扱いに準じて勤勉手当を支給することとするものであります。

支給要件は、1週間当たりの勤務時間が少ないものとして規則で定める者、具体的には、パートタイム会計年度任用職員のうち、勤務時間が週20時間未満である者を除いた、任期の定めが6月以上又は6月に満たない任期の合計が6月以上となる会計年度任用職員といたします。

また、支給する勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、正規職員と同じく期間率及び成績率を乗じて得た額とします。

施行期日につきましては、令和7年4月1日であります。

なお、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することに伴い、附則において、幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正も併せて行います。

改正の概要といたしましては、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴い、勤勉手当の支給の対象となる育児休業をしている職員から会計年度任用職員を除外する規定を削るものであります。

続きまして、議案書の9ページをお開きください。

第41号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、11ページ及び12ページでありますので、併せて御覧ください。

改正の理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

令和6年12月2日から国民健康保険被保険者証の規定が整理された法律が施行することから、幸田町国民健康保険条例における被保険者証の規定を削除するものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和6年12月2日であります。

続きまして、議案書11ページをお開きください。

第42号議案 幸田町個人番号カードの利用に関する条例の制定についてであります。

議案関係資料は、13ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の規定に基づく個人番号カードの利用に伴い、必要があるからであります。

制定の概要といたしましては、利用事務として、本町が進めております高齢者及び障害者のタクシー利用助成事業のデジタル化に当たり、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを利用するものであります。

利用手続につきましては、タクシー利用助成を受けようとする者は利用の申請を行い、利用者個人が所有するマイナンバーカードに、サービスに必要な機能及び情報を記録するものであります。

また、個人情報の保護措置として、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じてまいります。

施行期日につきましては、令和6年10月1日であります。

続きまして、議案書13ページをお開きください。

第43号議案 工事の請負契約についてであります。

議案関係資料は、14ページから16ページまででありますので、併せて御覧ください。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、中学校体育館空調設備設置工事の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書14ページを御覧ください。

工事名は、中学校体育館空調設備設置工事で、工事場所は、幸田町大字菱池字黒方地内ほか、工事の概要は、中学校体育館空調設備設置工事一式であります。

契約金額は2億845万円、契約の方法は、10社による指名競争入札を7月10日に実施し、契約の相手方は、額田郡幸田町大字菱池字寺東25-6、辻村工業株式会社幸田営業所、所長 辻村健太郎であります。

続きまして、議案書15ページをお開きください。

第44号議案 工事の請負契約についてであります。

議案関係資料は、17ページから19ページまででありますので、併せて御覧ください。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、六栗ゲートボール場テント上屋設置工事の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書16ページを御覧ください。

工事名は、六栗ゲートボール場テント上屋設置工事で、工事場所は、幸田町大字六栗字西山地内、工事の概要は、六栗ゲートボール場テント上屋設置工事一式であります。

契約金額は6,039万円、契約の方法は、8社による指名競争入札を7月24日に実施し、契約の相手方は、額田郡幸田町大字菱池字錦田59、株式会社ニシオ、代表取締役 西尾将人であります。

続きまして、議案書17ページをお開きください。

第45号議案 財産の取得についてであります。

議案関係資料は、20ページから22ページまででありますので、併せて御覧ください。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案の理由といたしましては、移動型バリアフリートイレトレーラーの取得に伴い、必要があるからであります。

議案書18ページを御覧ください。

物品の概要は、移動型バリアフリートイレトレーラー一式であります。

納入場所は、幸田町大字菱池字前田41番地1、契約金額は1,465万6,360円、契約の方法は、1社による随意契約とし、見積執行を7月26日に実施し、契約の相手方は、名古屋市中村区名駅4丁目4番10号 名古屋クロスコートタワー、株式会社トヨタエンタープライズ 代表取締役 牧野武であります。

続きまして、議案書19ページをお開きください。

第46号議案 財産の取得についてであります。

議案関係資料は、23ページから25ページまででありますので、併せて御覧ください。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、町民会館グランドピアノの取得に伴い、必要があるからであります。

議案書20ページを御覧ください。

物品の概要は、KAWA I グランドピアノ SK7一式であります。

納入場所は、幸田町大字大草字丸山地内、契約金額は861万8,500円、契約の方法は、1社による随意契約とし、見積執行を7月23日に実施し、契約の相手方は、

岡崎市緑丘2-1-8、株式会社河合楽器製作所 岡崎店、店長 竹田圭吾であります。

以上、第40号議案から第46号議案までの単行議案について、提案理由の説明をさせていただきました。よろしくお願ひします。

続きまして、補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係を御覧ください。

補正予算関係につきましては、第47号議案から第50号議案までの4件であります。

初めに、第47号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

また、議案関係資料は、26ページから34ページまででありますので、併せて御覧ください。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ3億3,857万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ213億1,647万2,000円とするものであります。

第2条「繰越明許費の補正」につきましては、6ページを御覧ください。第2表 繰越明許費補正のとおり、繰越明許費の追加を行うものであります。

45款土木費、三ヶ根駅西口整備事業であります。この事業につきましては、三ヶ根駅利用者の利便性を向上させ、周辺地域の活性化及び駅乗降客の増加を目的としたものであります。

この後、歳出でも御説明をいたしますが、本来であれば、当初予算に計上し、年度当初から事業に着手する予定で事務を進めておりましたが、JR及び地元の調整に時間を要し、事業の着手が後ろ倒しとなったこと、また、ロータリー改修、トイレ、駐輪場等の工事を駅利用者の動線の妨げとならないよう、分割して発注、施行することにより工事期間が長期化することから、年度内の事業完了が見込めないため、繰越明許費の限度額を9,000万円として設定し、予算を翌年度に繰り越して使用するものとしまして、令和7年度内の完了を見込むこととするものであります。

第3条「地方債の補正」につきまして、6ページの第3表 地方債補正のとおり、地方債の追加及び廃止を行うものであります。

初めに、三ヶ根駅西口整備事業6,000万円を追加するものであります。

この地方債の追加につきましては、先ほど御説明いたしました同事業に対する財源としまして、町債を確保するものであります。

次に、仲田アンダーパス自動閉鎖機設置事業1,620万円を追加するものであります。

これは、地方公共団体が作成したデジタル実装タイプ実施計画に基づき、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に取り組む事業に対し、国から交付されるデジタル田園都市国家構想交付金を活用して取り組むものであります。仲田アンダーパスにおいて一定水位以上が観測された際に、自動的に通行止めできる遮断機の設置及び通行止めの情報をホームページやメール、SNSにて自動配信する事業について交付申請したところ、このほど、国の令和5年度補正予算措置分の交付決定を受け、事業実施に対す

る財源としまして、町債を確保するものであります。

次に、中央公民館車庫兼倉庫整備事業2,500万円を廃止するものであります。

この地方債の廃止につきましては、この後、歳出において説明をさせていただきますが、車庫兼倉庫建設工事を中止することに伴い、廃止するものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書10ページを御覧ください。

55款国庫支出金、10項国庫負担金につきましては、低所得者の介護保険料の軽減に伴う国庫負担分に関するものでありますが、令和5年度事業の確定に伴いまして、過年度分低所得者保険料軽減負担金を新規計上するものであります。

15項国庫補助金につきましては、初めに、デジタル田園都市国家構想交付金を新規計上するものであります。

これは、先ほど、第3表 地方債補正でも御説明いたしましたが、地方公共団体が作成したデジタル実装タイプ実施計画に基づき、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に取り組む事業に対し、国から交付される交付金であります、仲田アンダーパスにおいて一定水位以上が観測された際に、自動的に通行止めできる遮断機の設置及び通行止めの情報をホームページやメール、SNSにて自動配信する事業について交付申請したところ、このほど、国の令和5年度補正予算措置分の交付決定を受けたため、補助対象事業費の2分の1を新規計上するものであります。

次に、社会资本整備総合交付金を追加するものであります。

これは、この後、歳出において御説明いたしますが、民間木造住宅無料耐震診断業務に対して活用することができる国庫支出金であります、このたびの補正予算におきまして、申請件数が当初見込みより上回ったことによる業務委託料の増額措置について、その財源とするものであります。

次に、消防団施設整備費補助金を減額するものであります。

これは災害時における消防団のより効果的な消防活動を図るため、消防団への救助用資機材等の整備を促進することを目的とした国庫支出金であり、令和6年1月の調査にて要望しましたが、4月に入り不採択の通知がありまして、令和6年度につきましては採択の見込みがなくなったことから、当初予算で計上しました全額を減額するものであります。

次に、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金を新規計上するものであります。

これは学校のICT運用を広域的に支援するGIGAスクール運営支援センターにおける、ヘルプデスク業務を民間事業者に業務委託するための費用の一部を国が補助するものであります。

本事業の申請は令和6年2月に行われ、4月に入り交付決定通知があつたことから、この取組の財源として計上するものであります。

次に、国宝重要文化財等保存整備費補助金を減額するものであります。

これは、この後、歳出において御説明いたしますが、文化財保護事業における肖影堂組立工事請負費において、当初予算額に対し不用額が発生したことに伴い、その財源で

あります国庫支出金につきましても相応分を減額するものであります。

60款県支出金、10項県負担金につきましては、先ほどの国庫支出金と同様に、低所得者の介護保険料の軽減に伴う県負担分に関しまして、令和5年度事業の確定に伴い、過年度分低所得者保険料軽減負担金を新規計上するものであります。

15款県補助金につきましては、先ほどの国庫支出金と同様に、民間木造住宅無料耐震診断業務に対して活用する住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金を追加するものでございます。このたびの補正予算におきまして、申請件数が当初見込みより上回ったことによる業務委託料の増額措置について、その財源とするものでございます。

65款財産収入につきましては、不用物品売払金を新規計上するものであります。

この後、歳出でも御説明いたしますが、去る令和6年2月でありますが、職員による公用自動車の自損事故が発生しました。事故によるけが人等の発生はなく、その他への損傷も軽度なものでしたが、使用していた公用自動車を大きく破損することとなりました。その後、修理を前提とした調整を進めてまいりましたが、車体に著しい破損が認められ、その修理を行うには修繕料が高額に及ぶことが明らかとなりましたので、この車両を更新することとし、破損した公用自動車につきましては、不用物品として売払いを行いましたことに伴いまして、その売払金について計上するものでございます。

70款寄附金につきましては、小学校整備事業指定寄附金及び中学校整備事業指定寄附金であります。

これは創業100周年を迎えた岡崎信用金庫様により、小中学校の施設整備の充実を目的とした寄附の申出を受けたことによりまして、小学校整備事業指定寄附金、中学校整備事業指定寄附金を新規計上するものでございます。

75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を減額し、一般会計の収支全体を調整するものであります。

補正予算説明書12ページを御覧ください。

80款繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴いまして、前年度繰越金を追加するものであります。

85款諸収入につきましては、初めに、一般財団法人自治総合センター コミュニティ助成金でございます。これは、学区コミュニティの活動用備品等を購入するための助成金ではありますが、令和6年度は荻谷小学校区地区コミュニティ推進協議会と豊坂小学校区コミュニティ推進協議会の2学区について申請していましたが、財団から、そのうち豊坂小学校区コミュニティ推進協議会分が不採択との通知があったことに伴いまして、1学区分の240万円を減額するものであります。

次に、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金を新規計上するものであります。

新型コロナワクチンの接種は、令和6年4月1日から予防接種法上の定期接種に位置づけられることとなりました。

令和5年12月末に厚生労働省は、標準的な接種費用を7,000円程度とする方針を示していましたが、その後、国は、ワクチン製造会社からの情報を得て、標準的な接種費用について、1万5,300円程度と見直しをしました。

昨年度末時点から、8,300円分の上乗せになることとなり、国は、ワクチン価格

の値上げ 8,300 万円の超過分については、急激な負担を緩和するため、市町村に助成金を支給することとしました。この助成金は、ワクチン生産体制等緊急整備基金から交付されるものでありますと、接種者を 6,000 人と見込み、新規計上するものであります。

90 款町債、10 項町債、40 目土木債につきましては、先ほど、地方債の補正において説明させていただきましたが、三ヶ根駅西口整備事業に係る財源措置としまして、起債額を算定し新規計上するものであります。

同じく、先ほど、地方債補正において説明させていただきましたが、仲田アンダーパス自動閉鎖機設置事業に係る財源措置としまして、起債額を算定し新規計上するものであります。

50 目教育債につきましては、中央公民館車庫兼倉庫整備事業につきまして、廃止するものであります。

これは、文化スポーツ課で保有している物品等について、別の町有施設での長期保管が可能となったこと及び鋼材価格が高騰し工事費が大きく増加することが判明したことにより工事を中止することとしたため、廃止するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書 14 ページを御覧ください。

まずは、各款にわたりまして、職員の人事費の補正をお願いしておりますが、その内容といたしましては、人事異動により、給料、職員手当等及び共済費を調整するものでございます。詳細につきましては、24 ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、これに係る部分につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、初めに、15 款総務費、10 項総務管理費、10 目一般管理費につきまして、文書管理事業におきまして、10 月から郵便料金が値上げされることに伴いまして、年度末までの郵送料に不足が生じるため、追加するものであります。

35 目財産管理費につきましては、初めに、公用車集中管理事業におきまして、職員の自損事故により破損した公用自動車に替えまして、新規で公用自動車を購入する経費を計上するものであります。

歳入で説明をさせていただきましたが、去る令和 6 年 2 月であります、職員による公用自動車の自損事故が発生しました。当該車両につきましては、ステーションワゴンタイプの車両でありますが、前後部を衝突させたことによりまして破損が著しく、その修理を行うためには、修繕料が高額に及ぶことが明らかとなりました。事故車となりました公用自動車でありますが、乗車定員が 10 人で、公務における利便性がよく、これを欠く状況が続きますことは、公務に及ぼす影響が大きいことを考慮しまして、このたびの補正予算により更新をお願いするものであります。経費の内訳としましては、自動車購入費、損害保険料、自動車重量税等の公課費であります。

次に、コミュニティバス管理運営事業におきまして、会計年度任用職員手当及び会計年度任用職員共済費につきまして、令和 6 年度当初予算の積算誤りがありましたことに伴いまして、その不足額として、職員手当等及び共済費を追加するものであります。今後、このようなことのないよう、精査に努めてまいります。

40目企画費につきましては、企業立地一般事業におきまして、幸田ものづくり研究センターにおけるスクール事業に対する会計年度任用職員体制を、当初予算では1名分と計上していましたが、任用に当たり2名での交互の勤務をしたことにより、費用弁償についてのみ不足が生じることとなつたため、追加するものでございます。

50目コミュニティ推進費につきましては、コミュニティ推進事業におきまして、先ほど、歳入において御説明をさせていただきました。一般財団法人自治総合センターCommunity助成金について、豊坂小学校区コミュニティ推進協議会分が不採択の通知があつたことに伴いまして、コミュニティ活動用機材購入補助金を減額するものであります。

70目デジタル費につきましては、情報システム運営事業におきまして、年度当初からDX推進に係る専門知識のある会計年度任用職員を探しておりましたが、このたび、本人と同意が取れ採用するに当たり、報酬、期末手当等、共済費、費用弁償をそれぞれ新規計上するものであります。

補正予算書16ページを御覧ください。

20款民生費、10項社会福祉費、15目老人福祉費につきまして、介護保険事業におきまして、令和5年度事業の確定に伴いまして、低所得者の介護保険料の軽減措置に係る令和5年度分の国・県及び町の負担分並びに高額医療合算介護サービス費給付事業費が当初の見込みより増額したことによる介護保険特別会計への繰出金を追加するものであります。

25款衛生費、10項保健衛生費につきましては、予防接種事業におきまして、新型コロナワクチン接種委託料を追加するものであります。

先ほどの説明でも歳入で申し上げましたが、新型コロナワクチンの接種は、令和6年4月1日から予防接種法上の定期接種に位置づけられることになりました。

令和5年12月末に厚生労働省は、標準的な接種費用を7,000円程度とする方針を示していましたので、本町は、これを基に医療機関事務費等を加え、接種に係る委託料について、自己負担なしの非課税世帯を1,000人、自己負担ありの課税世帯を5,000人と見込み、4,350万円を当初予算に計上しておりました。その後、国は、ワクチン製造会社からの情報を得て、標準的な接種費用について、1万5,300円程度と見直しをしました。

これらのこと踏まえ、接種費用は岡崎市医師会との協議調整の上、ワクチン価格、初診代、注射代、医療機関事務費、医師会事務費を加え、1万5,600円としました。接種者6,000人を想定し、8,360万円を必要額と見込みまして、委託料不足額を追加するものであります。

15項清掃費につきましては、一般廃棄物収集処理事業におきまして、粗大ごみ集積場用地購入費、粗大ごみ集積場建物購入費をそれぞれ新規計上するものであります。

粗大ごみ集積場につきましては、平成15年度にあいち三河農業協同組合と借地契約を締結して以来、22年が経過しようとしています。その間、ごみ対策の拠点として、毎月の粗大ごみの搬入や資源拠点回収には多くの皆様に御利用いただいております。また、町内全域の不法投棄ごみの回収や監視巡回の業務を行うクリーンパトロールの活動

拠点としても活用してまいりました。

本町では、かねてより、借地解消と将来にわたる安定的な存立基盤を確保することが課題となっており、本施設につきまして、近年は、建物の経年劣化による老朽化への対応にも苦慮しており、土地建物の購入を早期に進める必要が生じてまいりました。

本施設におきましては、これまで土地建物の購入について、地権者であるあいち三河農業協同組合様との間で話し合いを重ねていきましたところ、用地協力に関する合意が得られたことを受け、この機に取得しようとするものであります。

補正予算額につきましては、不動産鑑定評価見込額により、用地購入費及び建物購入費を新規計上するものであります。

45款土木費、10項土木管理費につきましては、土木総務一般事業におきまして、家屋浸水対策用止水板設置費補助金を新規計上するものであります。

これは、令和6年5月に開催されました福祉産業建設委員協議会における相見地区の排水検討結果において、菱池遊水地などが完成するまでの浸水対策として、対象建築物の出入口や開口部に止水板の設置工事を行うことについて協議させていただき、今回止水板の設置工事を行う者に対する補助金を計上するものであります。

補助対象額の上限を100万円とし、その2分の1を補助するものであり、補助額の上限を50万円とするものであります。

補正予算説明書18ページを御覧ください。

15項道路橋梁費、15目道路維持費につきまして、道路維持修繕事業におきまして、初めに、仲田アンダーパス自動閉鎖機設置工事請負費を新規計上するものであります。

これは、歳入でも説明させていただきましたが、仲田アンダーパスにつきましては、かねてより冠水時の対応として自動閉鎖機設置を検討してきましたが、このほど、デジタル田園都市国家構想交付金について、令和5年度補正予算措置分の交付決定を受けたため、一定水位以上が観測された際に自動的に通行止めできる遮断機の設置及び通行止めの情報をホームページやメール、SNS等に自動配信する事業を実施するものであります。

次に、カーブミラー購入費を新規計上するものであります。

これは町内全域において、老朽化したカーブミラーが多く見受けられ、交通安全に支障を来していることから、資材購入費を新規計上し、早急にその対策を行うものであります。

25目道路新設改良費につきまして、初めに、道路新設改良事業におきまして、三ヶ根駅西口整備工事請負費を新規計上するものであります。

これは、先ほど第2条「繰越明許費の補正」において目的は御説明いたしましたが、その内容としましては、駅前広場における停車スペース拡張、キッチンカースペース新設等の改修工事及びトイレ新築、屋根付き駐輪場更新等の建築工事を行うものであります。

JR及び地元との調整に時間を要したことから、本定例会において新規計上するものであります。

次に、道路整備事業におきまして、生活道路等整備工事請負費を追加するものであります。

ます。

今年度の地元要望における必要な工事箇所に対し、物価高騰により既存予算が不足し、生活道路の安全確保に支障を来していることから、これに対応するため工事請負費を追加するものであります。

30項橋梁費につきましては、橋梁整備事業におきまして、維新橋架け替え工事負担金を追加するものであります。

これは、県事業に対し町が負担金を支出して取り組むこととしております維新橋架け替え事業（町道新田弓場1号線）負担金事業に関しまして、このたび、工事用仮設道路が完成したことに伴い、これまで工事用道路としていた町道の修繕費用として負担金を追加するものであります。

20項河川費につきましては、河川総務一般事業におきまして、草刈機購入補助金を追加するものであります。

これは当初予算において、河川愛護活動など行政区が行う草刈りの負担軽減策の一環で、草刈り機の購入に対する補助金として、1機当たり5万円を上限として100件分の500万円を計上していましたが、8月末締切りに対し、7月末の応募実績が約250件、補助申請額が700万円を超えることから、補助金を追加し、事業効果の促進を図るものであります。

30項住宅費につきましては、住宅管理一般事業におきまして、歳入でも御説明いたしましたが、耐震診断委託料を追加するものであります。

これは、幸田町建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化の推進を図り、令和12年度までには耐震性を有しない住宅をおおむね解消することを目標に、民間木造住宅無料耐震診断を行うものでありますが、当初予算において委託料25件、118万円を計上していましたところ、令和6年度は能登半島地震等の影響もあり、防災に対する意識向上から、申請件数が当初見込みを上回ったため、委託料を追加するものであります。

50款消防費、10項消防費、15目非常備消防費につきましては、消防団運営事業におきまして、歳入で説明しました財源であります国庫支出金の減額に伴い、その財源を一般財源に更正するものであります。

20目消防施設費につきまして、初めに、消防水利整備事業におきまして、防火水槽撤去工事請負費を新規計上するものであります。

これは六栗地内にて借地をしています防火水槽について、令和4年度から地権者より土地の返却の希望があったため、協議を重ねてきた結果、このたび、防火水槽の撤去工事の要件が整ったため、工事請負費を新規計上するものであります。

補正予算説明書20ページを御覧ください。

次に、消防用自動車整備事業におきまして、車載無線機移設及び廃車手数料並びに自動車重量税について新規計上するものであります。

これは、総務省消防庁において消防団の教育訓練を通じて災害対応能力の向上を図ることを目的として、消防団車両及び資機材の無償貸付けを実施しているもので、令和5年1月に貸付けが決定され、このたび、車両を受け入れることとなったため、必要経費

として新規計上するものでございます。

55款教育費、15項小学校費につきましては、小学校管理一般事業におきまして、初めに中央小学校用地購入費を新規計上するものであります。

これは、中央小学校地内における借地地権者と借地解消の協議が調ったことから、用地購入費を新規計上するものであります。

次に、小学校普通教室用テレビ購入費を新規計上するものであります。

これは歳入における寄附金でも御説明いたしましたが、小中学校の施設整備の充実を目的とした寄附の申出を受けたことに伴い、GIGAスクール構想の推進のため、小学校の普通教室に大型テレビを設置するための備品購入費を新規計上するものであります。

20項中学校費につきましては、中学校管理一般事業におきまして、先ほどの小学校普通教室用テレビ購入費と同様、中学校普通教室用テレビ購入費としての備品購入費を新規計上するものであります。

25項社会教育費につきましては、文化財保護事業におきまして、本光寺の肖影堂の組立工事請負費を減額するものであります。

これは歳入でも御説明いたしましたが、肖影堂組立工事の施行に当たり、改めて工事内容を精査し、設計を見直したところ、当初予算額に対し不用額が発生したことに伴い、工事請負費を減額するものであります。

30項保健体育費につきましては、社会体育施設事業におきまして、中央公民館における車庫兼倉庫建設工事設計監理委託料、車庫兼倉庫建設工事請負費を減額するものであります。

これは、歳入でも御説明いたしましたが、文化スポーツ課で保有している物品等について別の町有施設での長期保管が可能となったこと、また、鋼材価格が高騰し工事費が大きく増加することが判明したことにより、車庫兼倉庫の建設を取りやめることといたしました。これにより、建設工事設計監理委託料、建設工事請負費をそれぞれ減額するものであります。

65款公債費につきましては、町債利子償還事業におきまして、町債の償還に係る利子算定が当初の見込みを上回ったことによりまして、不足分を追加するものであります。

補正予算説明書22ページを御覧ください。

70款諸支出金につきましては、土地取得特別会計繰出事業におきまして、土地取得特別会計における前年度繰越金の確定によりまして、土地取得特別会計繰出金を減額するものであります。

以上が、令和6年度幸田町一般会計補正予算（第3号）の概要であります。

次に、第48号議案 令和6年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書25ページをお開きください。

また、議案関係資料は、26ページ及び35ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億3,886万6,000円とするも

のあります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書 3 4 ページを御覧ください。

15 款繰入金につきましては、前年度繰越金の確定に伴いまして、一般会計繰入金を減額するものであります。

同様に、20 款繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴いまして、前年度繰越金を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書 3 6 ページを御覧ください。

15 款諸支出金につきましては、土地開発基金繰出事業におきまして、土地開発基金繰出金を追加するものであります。これは、土地開発基金借入金を財源としまして取り組みました、令和4年度繰越明許費であります町道芦谷1号線事業物件移転等補償事業の完了に伴いまして、その剩余金を基金に繰り出すものであります。

以上が、令和6年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

次に、第49号議案 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書 3 9 ページをお開きください。

また、議案関係資料は、26 ページ及び 36 ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ 30 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 32 億 5,557 万 1,000 円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書 4 8 ページを御覧ください。

40 款繰入金につきましては、国民健康保険財政調整基金繰入金を減額し、国民健康保険特別会計の收支を調整するものであります。

45 款繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴いまして、前年度繰越金を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書 5 0 ページを御覧ください。

10 款総務費につきましては、一般管理一般事業におきまして、10月から郵便料金が値上げされることに伴いまして、郵送料を追加するものであります。

次に、30 款保健事業費につきましても、10月から郵便料金が値上げされることに伴いまして、郵送料を追加するものであります。

以上が、令和6年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

次に、第50号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）につい

てあります。

補正予算書 5 3 ページをお開きください。

また、議案関係資料は、26 ページ、37 ページ及び 38 ページでありますので、併せて御覧ください。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ 1,374 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 25 億 7,345 万円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書 6 2 ページを御覧ください。

20 款国庫支出金につきましては、介護給付費負担金の令和 6 年度分の精算に伴いまして、過年度分介護給付費負担金を追加するものであります。

25 款支払基金交付金につきましては、介護給付費支払基金交付金の現年分において、高額医療合算介護サービス費給付事業費が当初の見込みより増額したため、その財源として追加するものであります。また過年分においては、令和 5 年度分の精算に伴いまして、過年度分介護給付費支払基金交付金を追加するものであります。

30 款県支出金につきましても同様に、介護給付費の現年分において、高額医療合算介護サービス費給付事業費が当初の見込みより増額したため、その財源として追加するものであります。また過年分においては、令和 5 年度分の精算に伴いまして、過年度分介護給付費負担金を減額するものであります。

40 款繰入金につきましては、初めに、10 項一般会計繰入金、10 目介護給付費繰入金におきまして、高額医療合算介護サービス費給付事業費が当初の見込みより増額したため、その財源として介護給付費繰入金を追加するものであります。

14 目低所得者保険料軽減負担金繰入金につきましては、令和 5 年度事業の確定に伴いまして、国・県及び町の負担分を繰り入れるため、過年度分低所得者保険料軽減負担金繰入金を追加するものであります。

15 項基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金を追加し、介護保険特別会計の収支を調整するものであります。

45 款繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴いまして、前年度繰越金を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書 6 4 ページを御覧ください。

10 款総務費につきましては、賦課徴収事業におきまして、10 月から郵便料金が値上げされることに伴いまして、郵送料を追加するものであります。

15 款保険給付費につきましては、高額医療合算介護サービス費給付事業におきまして、当初見込みより給付費が増加したことに伴い、追加するものであります。

40 款諸支出金につきましては、国庫支出金等過年度分返還事業におきまして、介護保険事業費補助金及び地域支援事業の令和 5 年度分の精算に伴いまして、超過交付分に対する返還金を追加するものであります。

以上でございますが、令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要説明であります。

以上、補正予算の説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ここで、途中ではありますが、10分間の休憩とします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時21分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定議案第1号から第8号までの説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 次に、認定第1号から認定第8号までの決算認定につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付すものでございます。

一般会計から順次説明を申し上げます。

別冊の令和5年度各会計決算書及び令和5年度決算に係る主要な施策の成果の説明書を御覧いただきますようお願いいたします。

初めに、認定第1号 令和5年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります、詳細につきましては、決算書及び主要な施策の成果の説明書のとおりであります。決算書150ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額204億4,776万円、歳出総額193億5,446万8,000円、歳入歳出差引額10億9,329万2,000円となりました。

令和5年度につきましては、繰越明許費による翌年度へ繰り越すべき財源が1億1,293万8,000円でありましたので、実質収支額につきましては、9億8,035万4,000円となりました。

それでは、決算の概要につきまして、説明をさせていただきます。

初めに、歳入でありますが、決算書の22ページから61ページまで及び主要な施策の成果の説明書の21ページからとなります。

10款町税につきましては、90億8,454万5,000円で、前年度対比の104.0%、3億5,353万9,000円の増収となりました。

個人町民税は、給与所得の増加がありまして、前年度対比100.3%、912万1,000円の増収となりました。法人町民税は、主に大手自動車関連企業が増益となつたことにより、前年度対比170.8%、2億8,602万8,000円の増収となりましたことで、町民税全体では、34億4,413万5,000円で、前年度比の109.4%、2億9,514万9,000円の増収となりました。

固定資産税につきましては、土地は収納率が向上したこと、家屋は新增築家屋が増加したこと、償却資産は企業の設備投資が増加したことなどによりまして、交付金を含む固定資産税全体では、48億9,789万2,000円で、前年度比101.1%、5,

121万6,000円の増収となりました。

その他の町税につきましては、軽自動車税、たばこ税及び都市計画税の増収と、入湯税の減収でありまして、これらの総額は7億4,251万8,000円、前年度比717万4,000円の増収となりました。

決算書24ページからになります。

15款地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税において増収、森林環境譲与税は前年度と同額でありまして、これらの総額で1億5,074万8,000円、前年度比100.7%、99万5,000円の増となりました。

20款利子割交付金から、28ページの33款地方特例交付金までの各種交付金につきましては、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金及び地方消費税交付金などの増がありました。

これらの総額では14億7,505万8,000円となり、前年度比104.0%、5,711万1,000円の増となりました。

決算書28ページからになります。

35款地方交付税につきましては、全額が特別交付税でありまして、普通交付税には算定されない特別な財政需要に対するものとして、8,061万円が交付されました。

40款交通安全対策特別交付金につきましては、379万8,000円、前年度比86.3%の60万円4,000円の減となりました。

決算書30ページからになります。

45款分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金が主なものであります、総額5,973万円、前年度比91.6%、549万円の減となりました。

50款使用料及び手数料につきましては、公共駐車場使用料、町営住宅使用料、放課後児童健全育成手数料、一般廃棄物処理手数料等が主なものでありますが、ほぼ前年度並みの2億2,360万9,000円でありまして、前年度比102.4%、532万3,000円の増となりました。

決算書32ページからになります。

55款国庫支出金につきましては、22億68万7,000円で、前年度比91.0%、2億1,637万8,000円の大幅な減となりました。主な変動要因といたしましては、子育て世帯の臨時特別給付、子ども1人当たり10万円給付に係る子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の皆減、新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫補助金の減、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の皆増、社会資本整備総合交付金の増などであります。

決算書38ページからになります。

60款の県支出金10億2,721万2,000円で、前年度比88.6%の1億3,159万1,000円の減となりました。主な変動要因といたしましては、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の皆減、介護施設等整備事業費補助金の皆減、障害児施設措置費（給付金等）負担金の増、障害福祉サービス費等負担金の増などであります。

決算書46ページからになります。

65款の財産収入につきましては、7,104万9,000円で、前年度比402.

5%、5,339万9,000円の大幅な増となりました。

主な要因といたしましては、県の町有地買収による不動産売払収入の大幅な増によるものであります。

70款寄附金につきましては、30億5,619万8,000円で、前年度比91.8%、2億7,249万円の減となりました。このうち、ふるさと納税による寄附金収入につきましては、30億3,287万8,000円でありまして、前年度比91.2%、2億9,233万7,000円の減がありました。

決算書48ページからになります。

75款繰入金、3億5,694万3,000円で、前年度比77.6%、1億289万5,000円の大幅な減となりました。

この要因といたしましては、財政調整基金繰入金や教育施設整備基金繰入金の皆増に対する、土地取得特別会計からの繰入金の皆減によるものであります。

決算書50ページからになります。

80款繰越金につきましては、14億3,955万9,000円で、前年度比107.8%、1億369万1,000円の増がありました。

85款諸収入につきましては、預託回収金、保育所及び小中学校の給食費実費徴収金などのほかのどの費目にも属さない収入金でありまして、6億3,271万4,000円、前年度比102.3%、1,434万9,000円の増となりました。主な要因といたしましては、公共補償金1,846万1,000円の皆増などであります。

決算書58ページからになります。

90款町債につきましては、総額で5億8,530万円でありまして、岩堀住民広場整備事業、深溝小学校校舎増築事業、豊坂小学校校舎増築事業など全15事業において起債を行ったものであります。

以上、一般会計の歳入の概要について説明をさせていただきました。

続きまして、歳出のうち、主なものを説明させていただきます。

歳出につきましては、その概要を性質別に説明させていただきますので、よろしくお願いします。

主な施策の成果の説明書の14ページ及び15ページを御覧ください。

初めに、人件費につきましては、40億2,481万7,000円で、前年度比101.8%、7,303万7,000円の増となりました。主な要因といたしましては、職員数の増加や、期末手当、勤勉手当の支給月数の引上げに伴う増などによるものであります。

扶助費につきましては、31億1,974万6,000円で、前年度比110.2%、2億8,822万2,000円の増となりました。主な要因といたしましては、障害児通所給付費等、自立支援給付費等及び子ども医療費の増などによるものであります。

公債費につきましては、5億3,100万6,000円で、前年度比110.9%、5,217万3,000円の増となりました。主な要因といたしましては、幸田駅前土地区画整理事業特別会計について、令和4年度末での特別会計廃止に伴い、一般会計へ移管したことによるものであります。

物件費につきましては、43億8,193万円で、前年度比92.8%、3億3,83

5万6,000円の減となりました。主な要因といたしましては、令和4年度に行われておりました飲食店等応援チケット発行事業の皆減、新型コロナウイルスワクチン接種事業の減などによるものであります。

維持補修費につきましては、6億5,075万3,000円で、前年度比123.9%、1億2,534万6,000円の増となりました。主な要因といたしましては、道路、学校施設、保健体育施設の修繕費の増などによるものであります。

補助費等につきましては、24億5,317万5,000円で、前年度比100.2%、582万7,000円の増となり、ほぼ前年度並みであります。

積立金につきましては、1億247万4,000円で、前年度比835.3%、9,020万6,000円の大幅な増となりました。この要因といたしましては、都市施設整備基金積立金の増によるものであります。

続きまして、普通建設事業につきましては、25億8,443万8,000円、前年度比99.4%、1,672万1,000円の減となりました。

令和5年度に実施しました主なものといたしましては、補助事業分では、深溝小学校整備事業、豊坂小学校整備事業、町道芦谷1号線道路改良事業、災害対応特殊救急自動車整備事業などであります。

単独事業分では、長嶺北部地区医療福祉ゾーン整備事業用地購入事業、岩堀住民広場整備事業、岡崎市一般廃棄物中間処理施設建設費負担金、大草広野地区福祉施策推進構想用地購入事業などであります。

60款災害復旧費につきまして、主に令和5年6月に発生しました台風第2号により受けた被害の復旧に当たり、総額2億5,069万6,000円がありました。

最後に、財政指標につきまして、説明をいたします。

主要な施策の成果の説明書の18ページを御覧ください。

初めに、単年度の財政力指数でありますと、令和5年度の算定におきましては、基準財政収入額の増額幅が基準財政需要額の増額幅よりも大きかったため、前年度の1.03から0.04ポイントの上昇となる、1.07がありました。

経常収支比率につきましては、前年度の89.7%から1.3%の上昇となり、91.0%となりました。主な要因といたしましては、扶助費の増であります。

実質公債費比率につきましては、前年度の0.3%から0.1ポイントの悪化となる0.4%となりました。主な要因といたしましては、特定財源等が減少したことなどによるものであります。

以上、一般会計の決算概要でございます。

続きまして、特別会計につきまして、順次説明をさせていただきます。

それでは、認定第2号 令和5年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書172ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額3億8,505万9,000円、歳出総額3億4,011万8,000円、歳入歳出差引額4,494万1,000円となりました。

令和5年度につきましては、繰越明許費による翌年度へ繰り越すべき財源が2,48

0万6,000円ありましたので、実質収支額につきましては、2,013万5,000円となりました。

それでは、決算の概要につきまして説明をさせていただきます。

決算書の153ページから171ページまで、及び主要な施策の成果の説明書の133ページからになります。

歳入につきましては、一般会計への土地売払収入や土地開発基金からの借入金の減があつたことなどによりまして、前年度比6億4,768万3,000円の減となりました。

歳出につきましては、公共用地先行取得事業としまして、芦谷1号線事業用地取得費及び物件移転等補償費、消防施設整備事業用地購入費、坂崎運動場駐車場用地購入費。

また、一般会計への土地売払収入及び基金から生じました利子の土地開発基金への繰出しがあります、前年度比の6億2,805万4,000円の減となりました。

次に、認定第3号 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを説明いたします。

決算書208ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額32億2,083万円、歳出総額32億1,470万8,000円、歳入歳出差引額612万2,000円となり、実質収支額につきましても612万2,000円となりました。

それでは、決算の概要につきまして説明をさせていただきます。

決算書の175ページから207ページまで、及び主要な施策の成果の説明書の147ページからになります。

歳入につきましては、被保険者数の減少等による国民健康保険税現年分の減などに対して保険給付に要する費用を支払うために県から交付される普通交付金の増、財政調整基金繰入金の増などによりまして、前年度比100.8%、2,528万5,000円の増となりました。

歳出につきましては、総務費の減に対し、保険給付費の増、国保事業費納付金の増などによりまして、前年度比100.8%、2,633万4,000円の増となりました。

次に、認定第4号 令和5年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書230ページ、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思います。

歳入総額5億5,184万3,000円、歳出総額5億5,083万2,000円、歳入歳出差引額101万1,000円となり、実質収支額につきましても101万1,000円となりました。

それでは、決算の概要につきまして説明をさせていただきます。

決算書の211ページから229ページ、及び主要な施策の成果の説明書は163ページからになります。

歳入につきましては、被保険者の増加による後期高齢者医療保険料の増などによりまして、前年度比104.8%、2,511万2,000円の増となりました。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合保険料負担金の増などによりまして、前年度比104.8%の2,508万4,000円の増となりました。

次に、認定第5号 令和5年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書272ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額23億9,805万8,000円、歳出総額23億9,465万8,000円、歳入歳出差引額340万円となり、実質収支額につきましても340万円となりました。

それでは、決算の概要につきまして説明をさせていただきます。

決算書の233ページから271ページまで、及び主要な施策の成果の説明書は171ページからになります。

歳入につきましては、国庫支出金の増、支払基金交付金の増、県支出金の増などによりまして、前年度比の104.6%、1億637万2,000円の増となりました。

歳出につきましては、介護保険サービス利用者の増加による保険給付費の増、令和5年度から南部地域包括支援センターが移転されたことなどに伴う地域支援事業費の増などによりまして、前年度比106.9%、1億5,503万2,000円の増となりました。

次に、認定6号 令和5年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書294ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額3億2,949万3,000円、歳出総額2億8,533万6,000円、歳入歳出差引額4,415万7,000円となり、実質収支額につきましても4,415万7,000円となりました。

なお、幸田町農業集落排水事業特別会計につきましては、令和6年度より下水道事業会計に移行するため、打切り決算となっております。

それでは、決算の概要につきまして説明させていただきます。

決算書の275ページから293ページまで、及び主要な施策の成果の説明書は187ページからとなります。

施策の成果189ページを御覧ください。

歳入につきましては、前年度と比べ、受益者分担金の減、排水処理施設使用料の減、繰入金の減などによりまして、前年度比88.1%、歳入全体で4,434万7,000円の減となりました。

歳出につきましては、前年度と比べ処理場の施設管理や維持補修等に係る集落排水維持管理費の減などによりまして、前年度比76.3%、歳出全体では8,850万4,000円の減となりました。

次に、認定第7号 令和5年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について説明をいたします。

決算書307ページから349ページまで、及び主要な施策の成果の説明書の217ページからとなります。

決算書の312ページ及び313ページを御覧ください。

収益的収支につきましては、税込みで事業収益8億6,155万3,000円に対し、事業費用7億631万6,000円でありました。

その結果、収支差引は1億5,523万7,000円となりました。

決算書の315ページを御覧ください。

損益計算上の当年度純利益につきましては、税抜きで1億2,697万4,000円となり、未処分利益剰余金は1億7,795万5,000円となりました。

決算書の316ページを御覧ください。

この利益処分につきましては、剰余金処分計算書（案）にお示ししましたとおり、未処分利益剰余金から1億1,906万9,000円を資本金に組み入れ、800万円を建設改良積立金に積み立て、5,088万6,000円の残金につきましては、翌年度へ繰り越す予定をしております。

決算書の312ページ及び313ページにお戻りください。

次に、資本的収支につきましては、税込みで工事負担金補助金による資本的収入に対し、施設の更新整備などに対する建設改良費及び補助金返還金による資本的支出によりまして、収支差引は3億2,830万8,000円の不足となりました。

この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、認定第8号 令和5年度幸田町下水道事業会計決算認定について説明いたします。

決算書の353ページから397ページまで、及び主要な施策の成果の説明書の231ページからになります。

決算書の358ページ及び359ページを御覧ください。

収益的収支につきましては、税込みで事業収益7億4,085万9,000円に対し、事業費用7億1,896万3,000円がありました。

その結果、収支差引は2,189万6,000円となりました。

決算書の361ページを御覧ください。

損益計算上の当年度純利益につきましては、税抜きで867万3,000円となり、未処分利益剰余金は5,202万8,000円となりました。

この利益につきましては、翌年度繰越利益剰余金として繰り越す予定としておりますので、議会の議決による処分額は計上しておりません。

決算書358ページと359ページにお戻りください。

次に、資本的収支につきましては、税込みで、受益者負担金、補助金、他会計補助金、他会計出資金及び企業債による資本的収入に対し、管路の建設などに要する建設改良費及び企業債償還による資本的支出によりまして、収支差引は1億539万2,000円の不足となりました。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、令和6年度第3回幸田町議会定例会に提案いたしました単行議案の7件、補正予算は4件、決算認定は8件につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、全議案を議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

[町長 成瀬 敦君 降壇]

○議長（藤江 徹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第7

○議長（藤江 徹君） 日程第7、決算審査意見の報告を行います。

大浦 裕代表監査委員から決算審査意見の報告をお願いします。

監査委員。

[監査委員 大浦 裕君 登壇]

○監査委員（大浦 裕君） 御指名でございますので、御報告をさせていただきます。

去る7月24日から8月5日までの実質7日間にわたり実施しました、令和5年度決算審査の結果について申し上げます。

令和5年度幸田町一般会計、各特別会計歳入歳出決算、基金の運用状況、水道事業会計及び下水道事業会計決算審査並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律で定められました健全化判断比率等の審査につきましては、町長から提出されました各会計の歳入歳出決算書、その附属書類及び各課等から提出された資料、また、例月出納検査等の指摘事項に対する措置状況通知書を基に、関係職員の説明を求めるとともに、係数の正確性、事務処理の正否、予算執行上の適否等について審査を実施いたしました。

審査結果といたしましては、審査に付された各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、その計数は正確であり、予算の執行はおおむね適正であると認められました。

審査の総括的意見といたしましては、お手元に配付させていただきました決算審査意見書の25ページから28ページ、第6むすびに記載させていただいておりますので、御覧いただきたいと存じます。

なお、本報告につきましては、第6むすび記載の主な項目を要約した形での報告とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

令和5年度幸田町一般会計、各特別会計、基金運用状況、水道事業会計及び下水道事業会計の決算審査の概要は、ここに総括的な意見を付して本審査のむすびとする。

令和5年度の決算における一般会計及び特別会計の決算総額は、歳入273億3,304万円、歳出261億4,012万円で、前年度と比較し歳入が6億2,266万円、歳出が2億5,124万円それぞれ減少している。

一般会計の歳入は、決算額204億4,776万円で、前年度と比較し772万円の増加となっている。

町税の収納状況は、収入済額90億8,454万円で、収納率は98.9%である。增收となったのは、個人町民税、法人町民税などの增收によるものである。町税全体の収納率も高くなっています。今後も現年分の収納に重点を置くなど継続的な取組が必要と考える。

町税以外の歳入で増加となったのは、地方交付税、財産収入及び繰越金などである。一方、減少となったのは、国庫支出金及び県支出金などである。

一般会計の歳出は、決算額193億5,447万円で、前年度と比較し3億5,399

万円の増加となっている。増加となったのは、長嶺北部地区福祉医療ゾーン整備事業用地購入事業などの民生費、深溝小学校及び豊坂小学校整備事業などの教育費が主なものである。一方、減少となったのは、各事業の皆減などの減少による総務費や土木費が主なものである。

次に、特別会計全体では、歳入決算総額68億8,528万円、歳出決算総額67億8,565万円で、それぞれ減少している。

なお、特別会計につきましては、特に気のついた特別会計のみ述べさせていただきます。

国民健康保険特別会計は、前年度と比較し歳入が2,528万円、歳出が2,633万円それぞれ増加している。国民健康保険の被保険者数は6,356人で前年度より減少している。国民健康保険税の収納状況は、収入済額6億6,403万円で、収納率は85.0%、前年度より低くなっている。今後も未納者に対して、適切で柔軟な対応により、収納率の向上に努められたい。

後期高齢者医療特別会計は、被保険者数が5,217人で前年度より増加し、歳入が2,511万円、歳出が2,508万円それぞれ増加している。

後期高齢者医療保険料の収納状況は、収入済額4億6,027万円で、収納率は99.8%である。今後も高収納率が保たれるよう、収納事務に努められたい。

介護保険特別会計は、賦課人数が9,612人で前年度より増加し、歳入が1億637万円、歳出が1億5,503万円それぞれ増加している。介護保険料の収納状況は、収入済額5億5,172万円で、収納率は99.1%である。今後も、介護予防事業を効果的に進めるなど、増加傾向にある保険給付費の抑制に努められたい。

次に、公営企業会計であります。水道事業会計は、給水人口は4万2,174人で前年度より増加し、年間配水量は482万9,874立方メートル、年間有収水量は442万9,239立方メートルで、それぞれ減少している。有収率は91.7%となり、前年度と同率となっている。今後も、水の安定的な供給に向け、水道施設や排水管の改修を計画的に進め、安定経営に努めるとともに、有収率向上の取組を検討されたい。

下水道事業会計は、処理区域内人口は3万3,317人で前年度より増加し、年間処理水量は299万190立方メートル、年間有収水量は296万5,428立方メートルで、それぞれ増加している。今後も、安定経営に努めるとともに、農業集落排水事業地区の公共下水道接続を計画的に実施されたい。

次に、主要な財政指標については、単年度財政力指数が1.07で前年度より0.4ポイント上昇、公債費負担比率は3.3%で0.2ポイント低下、実質収支比率は10.0%で5.0ポイント低下、経常収支比率は91.0%で前年度より1.3ポイント上昇しており、やや高めの水準で推移している。自主財源比率は、2.2ポイント増の73.3%となった。今後も、財政力強化のため、自主財源の増強に努めるとともに、一層の経費節減と事業の効率化に努められたい。なお、財政指標の健全化判断比率等については、全て健全な数値と認められた。

以上を総括すると、令和5年度決算は、町税については、個人町民税、法人町民税及び固定資産税などが増収となり、町税全体としては前年度を上回る結果となったが、重

要な財源となっているふるさと寄附金については、減収となった。ふるさと寄附金は、常に安定的な財源として保証されているものではなく、歳出面においても、年々増大する社会保障関係費や公共施設の維持改修費、新規事業に要する経費など増加要因が多く、今後も予断を許さない状況が続くものと思われる。事務事業の必要性・有効性・効率性に視点を置いて、的確な予算配分等も含め適正な公金の支出と事務処理に心がけていただき、住民や地域から求められるものを意識するとともに、DX推進をはじめ今後の事務事業の在り方にも探究心を持ちながら、幸田町の発展のため、よりよい行政サービスをより効果的に提供できるよう、なお一層職務に精励されることを期待するものである。

令和6年8月5日

幸田町監査委員 大浦 裕
幸田町監査委員 黒木 一

以上、簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

〔監査委員 大浦 裕君 降壇〕

○議長（藤江徹君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

質疑をされる議員は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局へ提出をお願いします。

次回は、9月4日、水曜日、午前9時から再開しますので、よろしくお願ひいたします。

ここで、2点御連絡を申し上げます。

1点目は、この後、シェイクアウト訓練を行います。

2点目、議会広報特別委員会を、本日、11時15分から、シェイクアウト訓練終了後、第1委員会室で開催しますので、委員は御出席をお願いいたします。

連絡事項は、以上であります。

それでは、ただいまから、シェイクアウト訓練を行いますので、御協力をお願いします。

一般質問中に震度5以上の地震が発生したと想定します。

藤本議員は、お手数をかけますが発言台に移動してください。

（震度5以上の地震が発生）

○議長（藤江徹君） 地震発生。暫時休憩。

直ちにヘルメットをかぶって、身の安全を守ってください。

（事務局職員が写真を撮影します。）

（1分程度したら）

○議長（藤江徹君） 元の位置にお戻りください。

御協力ありがとうございました。

なお、避難が必要と認められる場合は、議長の指示に基づき、議場の出入口から出て、議員・傍聴者はエレベーター右側の階段を、理事者は西側の階段を使って避難してください。

実際には、町の災害対策本部が設置され、会議が開かれますので、終わるまで暫時休憩とします。

被害状況により、再開できる状況の場合は、休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長からの震度等の報告後に一般質問を再開いたします。

甚大な被害が出て、再開ができる状況でない場合は、臨時の議会運営委員会を開き、今後の会議をどうするのか決めます。

これで、本日のシェイクアウト訓練は終了といたします。

最後になりましたが、地震は、いつ何どき起こるか分かりません。したがいまして、日頃からの心がけが必要です。しっかりと備えていただきたいと思います。

御協力ありがとうございました。

本日は、これで散会といたします。

散会 午前11時04分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和6年9月2日

議長

議員

議員